HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	現代自由意志論の問題点 : Pereboomのハードな非両立論を手掛かりとして
Author(s)	稲荷森, 輝一
Citation	研究論集, 20, 1（左）-14（左）
Issue Date	2021-03-31
DOI	https://doi.org/10.14943/rjgshhs.20.l1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/80778
Type	departmental bulletin paper
File Information	01_rjgshhs_20_p001-014_l.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

10.14943/rjgshhs.20.l 1

現代自由意志論の問題点

── Pereboom のハードな非両立論を手掛かりとして ──

稲荷森　輝　一

要　旨

本論文ではペレブームの「ハードな非両立論」を手掛かりとして，現代自由意志論の問題点を指摘する。現代分析哲学の自由意志論では，「人間は道徳的責任に必要な自由意志を持つか否か」という問題が，もっぱら両立論-非両立論という対立図式において論じられてきた。両立論は「道徳的責任に十分な自由意志は決定論的世界と両立可能である」と主張する一方，非両立論は「道徳的責任に必要な自由意志は決定論的世界と両立しない」と主張する。そうした中ペレブームは，非両立論的自由意志を前提しつつ，「世界が決定論的であれ非決定論的であれ，人間は道徳的責任に必要な自由意志を持たない」とする「ハードな非両立論」を展開している。彼によれば，人間が道徳的責任を負うためには「行為者因果」，すなわち「行為者が（出来事に還元されない実体として）原初的に行為をはじめる能力」が要求されるが，経験科学の知見に照らしたとき，人間がこうした能力を持つとは考え難い。したがって，人間は道徳的責任に必要な自由意志を持たないと考えられる。

非両立論的自由意志を前提するこの立場は両立論への反論を含むものであり，その論証は manipulation argument を通じてなされる。この論証においては，行為者が神経科学者に決定論的な仕方で操作されている事例に始まり，そこから徐々に通常の決定論的事例へと近づいていくような順番で，主要な両立論的帰責条件の充足された 4 つの事例が提示される。ペレブームはこれらの事例を通じ，我々の直観によれば両立論的帰責条件は不十分であること，および決定論的世界において行為者は道徳的責任を負わないことを主張する。しかし実際のところ，両立論者は尚も直観によってこの論証を退けることができるため，彼が両立論の論駁に成功しているとは言い難い。そして，この論証の問題点は自由意志論の方法論それ自体の問題点，つまり直観に依拠して自由意志を定義することで問題に答えようとすることの限界を暗示しているように思われる。

はじめに

本稿では，現代分析哲学における自由意志論の主要な争点である「道徳的責任に必要な自由意志の有無」に関して，Pereboom（2001; 2014）（以下，ペレブーム）の「ハードな非両立論」[1] を手掛かりにその問題点を指摘する。自由意志論における論点は数多くあるが，「人間は道徳的責任に必要な自由意志を持つか否か」が最大の争点になってきたと言っても過言ではない。そしてこの議論はもっぱら，道徳的責任に必要な自由意志は決定論的世界と両立可能であるとする「両立論」と，そうした自由意志は決定論的世界と両立不可能であるとする「非両立論」との対立という図式でなされてきた。一方，ペレブームの主張はこうした議論とは一線を画すものであり，彼は「世界が決定論的であれ非決定論的であれ，人間は道徳的責任に必要な自由意志を持たない」と主張する。当然，こうしたペレブームの主張は両立論に対する反論を含むものである。しかし私は，彼の議論は両立論を論駁するというよりは，むしろこれまで自由意志論で用いられてきた方法論，つまり，直観を根拠に自由意志の内実を明らかとすることでこの論争に決着をつけようとする方法論の問題点を浮き彫りにしていると考える。

以上の点を論じるにあたり，本稿は次の通り論を進める。まず，本稿で取り扱う自由意志論の論点である「人間は道徳的責任に必要な自由意志を持つか否か」という問題について整理する（１章）。次に，この問題に対するペレブームの立場である「ハードな非両立論」について概説する（２章）。彼はこの立場を擁護するにあたり，agent-causal libertarianism という非両立論の擁護を行うと同時に，manipulation argument を通じて両立論者への反論を試みる。しかし私が考えるに，この議論こそ両立論-非両立論間の論争に決着をつけることの困難を如実に表しているものに他ならない。この点を指摘するため，まず manipulation argumeent の内容を説明する（３章）。そのうえで，McKenna（2014; 2008）および Hass（2012）による manipulation argument への反論を踏まえつつ，この議論の問題点，およびそれを通じて浮かび上がってくる自由意志論全体の問題点を指摘する。最後に本稿の議論全体をまとめた上で，この論争の向かうべき方向について若干の考察を試みる（５章）。

---

[1] なお，ペレブームは（Pereboom, 2001）においては「ハードな非両立論」という言葉で自らの立場を表現する一方，（Pereboom, 2014）においてはこの言葉を積極的に用いず，もっぱら自身の立場を単に「自由意志懐疑論」と呼んでいる。彼によれば，それは彼の立場と特定の自由意志懐疑論との間で共通する点が多いためである（Pereboom, 2014, p. 4）。本稿では自由意志懐疑論の中でもペレブームの立場を取り上げていることを明確化するため，あえて「ハードな非両立論」という表現の方を用いる。

1　自由意志論の論点

まずは自由意志論の主要な論点である「人間は道徳的責任に必要な自由意志を持つか」という問題について整理していく。

1-1　basic desert における道徳的責任

「道徳的責任」という概念はそれ自体多義的なものであるが，ペレブーム（2014, p. 2）によれば，自由意志論において問題となる道徳的責任とは「basic desert における道徳的責任」（moral responsibility in the basic desert sense）である。この責任概念は次のように定義される。

> ある行為者がある行為についてこの意味で道徳的責任を負うということは，それが以下の仕方 ── すなわち，もし彼女がその行為が道徳的に悪いと理解していたならば彼女は非難されるに値するような仕方，そして，もし彼女がそれを道徳的に善いと理解していたなら，彼女が称賛されるに値するような仕方 ── で彼女のものであるということである。ここで問題となる desert は，その行為者が，まさに彼女がその行為を為したがゆえに非難あるいは賞賛されるに値するのであって，単に（たとえば）帰結主義ないしは契約主義的な考慮によってそうあるのではない，という意味において基本的である。（Pereboom, 2014, p. 2）（拙訳）

つまり，行為者が行為に対して basic desert における道徳的責任を負うということは，「悪い/善いと知ってそれを為したがゆえに，それ自体を理由としてその行為者が非難/称賛に値するような仕方で，その行為が行為者に帰属している」ということを意味する[2]。

1-2　両立論と非両立論

両立論-非両立論間の論争は，自由意志論における最も重要な対立軸の一つである。両立論者は道徳的責任を負うために十分な自由意志が決定論的世界と両立可能であることを主張する一方，非両立論者は道徳的責任を負うために必要な自由意志が決定論的世界と両立不可能であることを主張する。こうした対立軸のもと，自由意志論では「道徳的責任に必要な自由意志」の有無が論点となってきた[3]。そして，先の議論を踏まえてこの論争を再解釈すれば，自由意志

---

[2] この意味での道徳的責任を問うことには，悪いことをした人に義憤や憤慨の表出をともなう非難をすることや（Pereboom, 2014, p. 128），犯罪者に応報的な刑罰を与えること（Pereboom, 2014, p. 155）が含まれる。また，basic desert の定義上，行為それ自体を理由とする賞賛もこの種の責任を問うことに含まれる。

[3] なお，非両立論と決定論を同時に受け入れ，道徳的責任に必要な自由意志が存在しないことを主張する立場は「ハードな決定論」（hard determinism）と呼ばれる。

論において問題となるのは「人間は basic desert における道徳的責任を負う上で必要な自由意志を持つかどうか」ということであり，この点がもっぱら両立論-非両立論という対立軸において議論されてきたことになる。

これら各々の立場に関して論者毎の主張があるわけだが，非両立論に関して言えば，この立場はまず二つに大別される（Pereboom, 2001, p. 4; 2014, p. 4）。一つは leeway incompatibilism であり，この立場では帰責の必要条件として別-可能性が要請される。つまり，道徳的責任にとっては「他のこともできた」ということが重要であると考えるのがこの立場である。もう一つは causal history incompatibilism/source incompatibilism であり，この立場においては，行為者への帰責を説明する行為の因果的来歴は必ずしも別-可能性を含まないと考えられる。

また，非両立論は大きく次の二つにも分けられる。一つは agent-causal libertarianism であり，この立場においては，道徳的責任に必要な自由意志には，「行為者の状態や行為者を含む出来事には還元されない実体としての行為者」が状態や出来事によらない仕方で選択を引き起こすことが含まれる（Pereboom, 2001, p. 40）。つまり，実体としての行為者が原初的に行為を始める能力，「行為者因果」（agent causation）を要求するのが agent-causal libertarianism である。もう一つは event-causal libertarianism であり，この立場においては，行為は状態または出来事のみによって引き起こされ，状態または出来事が生じる過程におけるある種の適切な非決定性が，道徳的責任にとって決定的な必要条件であるとされる（Pereboom, 2001, p. 40）。つまり，道徳的責任にとって重要なのは出来事と出来事の間に非決定性のあることであって，「実体としての行為者」なるものは必要ないとするのが event-causal libertarianism である。

一方両立論とは，これらの立場とは異なり，決定論的世界と両立不可能であるような自由意志を要求しない立場である。つまり両立論においては，道徳的責任に必要な自由意志は決定論的世界と両立可能であるとされる。両立論には非両立論以上に様々な立場が存在するのだが，大まかに次のように分類できる[4,5]。一つは，行為が真に行為者自身のものであることを重視する立場であり，ヒュームやエイヤー，フランクファートらがこの立場に分類されるだろう。も

---

[4] 分類については（Pereboom, 2001, pp. 100-10）を参考にしつつ再整理した。

[5] なお，ペレブーム（2001, p. 90; 2014, pp. 71-2）はこうした分類に先立って，両立論をさらに大きく二つに分けている。本稿で扱った両立論は彼が causal integrationism と呼ぶ立場であり，道徳的責任に必要なのは，行為者の心理と行為との間にある種の因果的統合のあることであって，世界が決定論的でないことは必要ではないとする立場である。本稿で取り上げなかったもう一方の立場は，道徳的責任は反応的態度に基礎づけられたものであり，決定論はこの態度にとって無関係であるとするストローソン流の両立論（Strawson, 1962）［ストローソン，2010］である。ペレブーム（2014, pp. 81-2）によれば，こうしたストローソンの主張もまた，後述する manipulation argument によって論駁できるという。私が考えるに，本稿の結論はストローソンに対するこの反論の妥当性にも影響するものである。

うひとつは，行為者の理性的能力を重要視する立場であり，フィッシャーやラヴィッツァ，ウォレスらがこの立場に含まれるだろう。

ここで，３章の議論のために各々の立場を簡潔に確認しておきたい。ヒュームやエイヤーらの両立論によれば，行為者が道徳的責任を負うための条件は①行為に対する強制の無いこと，②行為の原因が行為者の恒常的性格にあること［ヒューム，2011，ページ；145-60］［ヒューム，2018，ページ；143-76］（Ayer, 1954）であり，これらの条件は決定論によって脅かされるものではない。また，フランクファートによれば，道徳的責任を保証するのはある行為に対する欲求が二階の欲求によって支持されていること［フランクファート，2010］（Frankfurt, 1971）である。二階の欲求とは，ある欲求に対する高階の欲求，つまり「ある欲求をもちたいという欲求」を意味する。以上二つの立場はいずれも，行為が行為者に真に帰属していることを重要視する立場である。

次に，行為者の理性的能力を重要視する立場についても概観しておこう。フィッシャーとラヴィッツアによれば，道徳的責任を保証するのは行為が合理的熟慮（rational consideration）に基づいていて，かつ，とある異なった状況下において，他の行為をするのに十分な理由があったならば，その理由に気が付いて，同様の熟慮メカニズム（deliberative mechanism）によって他の行為を為したであろう仕方において reason-responsive であること（Ficher and Ravizza, 1998）である。一方ウォレスによれば，道徳的責任を保証するのは行為が意図的であり，かつその行為者が『自己反省的コントロールの能力（powers of self-reflective control）』を有していること（Wallace, 1994）である。このとき，反省的自己コントロールとは，①道徳的な理由を把握し，②そうした理由に照らして振る舞いを支配/統制する能力を意味する。

2　ペレブームの「ハードな非両立論」

一方，こうした両立論-非両立論という対立軸において，「世界が決定論的であれ，非決定論的であれ，人間は basic desert における道徳的責任に必要な自由意志を持たない」と主張するのがペレブームの「ハードな非両立論」である。ペレブームの主張の核は主に三つあると言えるだろう。一つは agent-causal libertarianism の擁護，もう一つは agent-causation が存在することの否定，そして両立論への反論である。本章ではこのうち最初の二つについて説明する。

まず agent-causal libertarianism の擁護[6]（Pereboom, 2001, pp. 38-68; 2014, pp. 30-49）に関してだが，ペレブームがこの立場を支持するのには大きく分けて二つの理由がある。一つには，彼

[6] なお，ペレブームは非両立論におけるもう一つの主要な対立軸である leeway と causal history/source 間の対立については後者を支持している。その根拠として彼は，フランクファート型事例（Frankfurt, 1969）［フランクファート，2010］の改変版を提出している。

が「行為者の究極的コントロール」を重要視しているということがあげられる。そしてもう一つは，そうしたコントロールは，単なる出来事間の非決定性によっては保証されず，「行為者因果」を想定することによってのみ確保されると考えられるということである。

ペレブーム（2001, p. 47）は次の原理より，行為者のコントロールを超越した要因によって彼の行為が引き起こされるとき，彼はその行為に対して basic desert における道徳的責任を負わないと主張する。

> （O）もしある行為者が彼女の為す行為の決定に対して［basic desert における］道徳的責任を負うのならば，そのときこの決定がなされる過程は，この行為者がそれに対してコントロールを持っている何かでなくてはならず，そしてある行為者は，その決定が彼女のコントロールを持たない原因によって生み出されたものであるならば，その決定に対して道徳的責任を負わない。（Pereboom, 2001, p. 47）（拙訳，［　］内筆者）

したがって，行為者が道徳的責任を負うためには，彼はその行為の究極的原因でなければならないということになる。

そして，この原理に鑑みたとき，event-causal libertarianism は道徳的責任に必要な自由意志を十分に保証してはくれない（Pereboom, 2001, p. 47）。なぜなら，単に出来事間に非決定性が存するというだけでは，行為者は行為の究極的原因たりえないからだ。この点は，ペレブーム（2014, pp. 31–3）がヒューム的主張である luck objection の一種として提示する disappearing agent objection を検討することでより明らかとなる[7]。ある行為を支持する道徳的動機と，その行為を控えることを支持する打算的な（prudential）動機とが拮抗した状況を想定しよう。Event-causal libertarianism では，行為の選択に関する行為者の決定は，その決定に先立つ欲求や信念といった状態や出来事によってのみ引き起こされることになる。しかし disappearing agent objection の状況設定においては，行為者の決定に先立つ出来事が行為の決定を引き起こすことはできない。というのは，決定に先行する出来事，つまり行為者の動機は拮抗しているからである。言い換えれば，先行する出来事は各々の決定の確率を 50％にするだけであり，したがって最終的な決定を引き起こすことができない。ゆえに，event-causal libertarianism の立場では，行為の最終的決定が行為者によって為されないために，行為者は行為の原因に対してコントロールを持ち得ない。すなわち，この立場は（O）を満たすことができない。ゆえに event-causal の立場では，行為者は道徳的責任に必要な自由意志を持ち得ないのである。

---

[7] なお，event-causal libertarianism を批判する人々にとって，この事例は event-causal の立場が例外的に道徳的責任に必要な自由意志を保証し得ない事例というわけではなく，むしろこの立場の欠陥が分かりやすく現れている事例であると見なされるべきだろう，

このように event-causal の立場では保証されえないコントロールを確保するために要請されるのが「行為者因果」(agent causation) であり，agent-causal libertarianism である (Pereboom, 2014, p. 51; 2001, p. 55)。この立場において道徳的責任に必要な自由意志は，「実体として，因果的に決定されることなしに選択を引き起こす能力を持った行為者」の存在によって説明される (Pereboom, 2014, p. 30)。こうした能力は「行為者因果」と呼ばれる。Event-causal とは異なり，この立場においては「行為者因果」によって選択が引き起こされるがゆえに，(O) を満たすことができる。つまり，行為者が行為を究極的な意味でコントロールすることが可能になる。

一方，このような理由で擁護される agent-causal libertarianism に対する批判こそが，「ハードな非両立論」のもう一つの核である。ペレブーム (2014, pp. 65-70; 2001, pp. 69-88) によれば，agent-causal libertarianism は event-causal libertarianism とは異なり，ヒューム的懐疑によって掘り崩されることはない。つまり理論として内的な問題を持つわけではない。しかしながら，行為者因果を物理主義的に正当化しようとする試みはいずれも失敗しており (Pereboom, 2001, pp. 69-88; 2014, pp. 65-9)，経験科学の知見に照らしたときこの能力の存在は疑わしい[8]。したがって，私たち人間は行為者因果を持たない，つまり道徳的責任に必要な自由意志を欠いていると考えられる。

まとめよう。ペレブームは agent-causal libertarianism を擁護し，道徳的責任に必要な自由意志には行為者因果が含まれると考える一方，人間はこうした能力を持たないということを根拠に，「世界が決定論的であれ，非決定論的であれ，人間は道徳的責任に必要な自由意志を持たない」とするハードな非両立論を主張している。また，私が自由意志論において支持している (したい) のもこの立場である。

3　manipulation argument

本章では，前章で紹介したペレブームの主張の核のうち三つ目である「両立論への反論」について論じる。ここまでで確認した「ハードな非両立論」の内容からも明らかなように，「人間は道徳的責任に必要な自由意志を持たない」と主張するこの自由意志懐疑論は，両立論への反論を含むものである。なぜなら，この立場は非両立論の一種である agent-causal libertarianism を前提しているからだ。したがって，帰責に必要な自由意志にこの能力は含まれないと考える両立論者らを論駁できない限り，ハードな非両立論の妥当性は担保されない。つまり，ハードな非両立論を主張するためには両立論の誤りを示す必要がある。

---

[8] 行為者因果にはそのほかにも，この概念それ自体に対する問題点が数多く指摘されているが，ペレブーム自身はこうした批判が決定的なものであるとは考えていない。つまり，この概念それ自体を擁護する余地は残されていると考えているようである (Pereboom, 2014, pp. 57-8)。

そこでペレブーム（2001, pp. 110–7; 2014, pp. 74–82）が両立論者への反論として提示するのが manipulation argument だ。この議論においてペレブームは，１章で取り上げた代表的な両立論的帰責条件が充足された 4 つの事例を提示する。これらの事例は Case 1〜Case 4 にかけて，徐々に通常の決定論的状況へと近づいていくような仕方で組み立てられている。ペレブームはこれらの事例を通じ，両立論的帰責条件は不十分であり，これらが充足されたとしても，我々の直観は決定論的条件下において行為者の免責を支持するはずであることを主張する。それでは，Case 1[9] から順番に，Case 4 まで見ていこう。

> Case 1：とある神経科学者らのチームは，無線のような技術で，プラムの神経の状態をいつでも操作する能力を持っている。この事例においては，プラムが自身の状況について推論を始める前にボタンを押すだけで，彼らはプラムの神経の状態を操作することができる。そして彼らは，その操作がプラムにおいて，非常に利己的な推論プロセスを実現するような神経の状態を生み出すことを知っていて，神経科学者たちは，そのプロセスが決定論的な仕方で「ホワイトを殺害する」という彼の決定をもたらすことを知っている。もし神経科学者たちが介入しなかったならば，プラムはホワイトを殺さなかっただろう。なぜなら，そのとき彼の推論は，この決定を生み出すのに十分なほど利己的なものにはならなかっただろうからである。しかし同時に，プラムにとって影響力のある「ホワイトを殺そう」という一階の欲求は彼の二階の欲求に従っている。加えて，彼の決定をもたらした彼の熟慮のプロセスは reason–responsive である。特に，この種のプロセスは，彼の行為の理由が異なるものであった何らかの状況においては，彼がホワイト殺害を差し控えることをもたらしたであろう。彼はたびたび利己的であり，ときには強くそうであるので，彼の推論は彼の性格と一致している。それでも，彼はときには彼の振る舞いを道徳的な理由によって ── 特に利己的理由が比較的弱い場合には ── うまく制御することができるので，いつも排他的に利己的であるというわけではない。プラムはまた彼がやったように行為するよう制約されているわけではない。なぜなら，彼は抵抗不可能な欲求ゆえ[10] に行為したわけではなく，神経科学者らはこの種の欲求を引き起こすわけではないからである。（Pereboom, 2014, pp. 76–7）

この事例においては，既に取り上げた両立論者らの帰責条件は充足されている。しかしながら

---

[9] （Pereboom, 2014）においては（Pereboom, 2001）で発表した事例に対する反論を踏まえて事例が若干修正されていることを踏まえ，こちらの事例を取り上げる。

[10] ここでいう「抵抗不可能な欲求」とは，麻薬中毒患者がもつ麻薬への欲求や，重度の盗癖のある人がもつ窃盗への欲求といった類のものである。

直観的に，彼は彼の決定に対して道徳的責任を負わないように思われる。ゆえに，これらの両立論的条件は道徳的責任にとって十分ではないと考えらえる。一方,「彼が免責されるのは，彼の行為は彼のコントロールを超越した神経科学者の介入によって決定されていたためである」という非両立論的考えをとることで, この直観を説明することができる（Pereboom, 2014, p. 77）。

> Case 2：プラムは，ある神経科学者らのチームが，彼を，その人生が始まった瞬間から，彼が常にではないにせよ頻繁に利己的に推論するように（Case 1 のように），そして時にはとても強くそうするようにプログラムしていたという点を除けば，まさに普通の人間同様である。そして科学者らは，彼が現在の状況において利己的で reason-responsive な熟慮のプロセスに引き込まれ,「ホワイトを殺害しよう」という決定をもたらす一階と二階の欲求の組を持つように因果的に決定されるという帰結を意図していた。プラムは彼の行為を道徳的理由によって制御する一般的な能力を持っていたが，しかし彼の状況においては，彼の熟慮的推論の極めて利己的な性質ゆえに，彼は殺害という決定をするよう因果的に決定されている。しかし，彼は抵抗不可能な欲求ゆえに彼を殺害したのではない。彼の推論プロセスと決定における神経状態は，（因果的来歴は異なるにせよ）Case 1 におけるそれと全く同じものである。（Pereboom, 2014, p. 77）

この事例でも Case 1 と同様に，プラムは主要な両立論的帰責条件を充足しているものの，直観的に，彼は彼の決定に対して道徳的責任を負わない。したがって，両立論的条件は道徳的責任にとって十分でない。一方,「彼が免責されるのは，彼の行為は彼のコントロールを超越した神経科学者の行いによって決定されていたためである」という非両立論的考えをとることで，この直観を説明することができる（Pereboom, 2014, p. 78）。

> Case 3：プラムは，彼のコミュニティにおけるトレーニングの実践が，彼の熟慮的推論のプロセスの性質を，それらが頻繁に，しかし排他的ではないような仕方で ── こうしてもたらされる彼の熟慮的推論のプロセスの性質は，まさしく Case 1 と Case 2 におけるそれらである ── 合理的で利己的なものになるよう因果的に決定したということを除けば，普通の人間である。このトレーニングは，彼がこうした実践を妨げたり，変更したりするだけの能力を発達させる以前に完了した。このトレーニングによって生まれた彼の性格のこうした側面ゆえに，彼は今の状況において，非常に利己的で reason-responsive な熟慮プロセスに引き込まれるよう，および「ホワイトを殺害しよう」という決定をもたらす一階と二階の欲求の組を持つよう因果的に決定されている。プラムは道徳的な理由によって彼の振る舞いを制御する一般的な能力を持つ一方，彼は抵抗不可能な欲求ゆえに決定するわけではないにせよ，彼の性格のこうした側面と彼の状況ゆえに，彼は不道徳な決定をするよう

因果的に決定されている。（Pereboom, 2014, p. 78）

この事例において両立論者がプラムに責任を帰そうとするならば，Case 2 において免責が成り立つ一方，この事例においては道徳的責任を負うことを説明するような特徴をあげなくてはならない。しかしながら，二つの事例の間にそうした差異は見受けられない。Case 1〜3 はすべて主要な両立論者の帰責条件を満たすものであるから，これらの条件に訴えかけてプラムの有責性を主張することもできない。一方，「プラムの行為が彼のコントロールを超え出た他の行為者の行いによって決定されていたこと」が Case 1〜2 における免責の直観を説明することに鑑みれば，同様の理由で，「Case 3 においてもプラムは道徳的責任を負わない」と結論付けることが合理的である。したがって，より一般的な決定論的条件に近い Case 3 に対しても，Case 1〜2 における免責が適用されると考えられる（Pereboom, 2014, pp. 78–9）。

Case 4：我々の宇宙で起きるすべてのものごとは，自然法則と合わさったそれらの過去の状態によって決定されている。プラムは普通の人間であり，普通の環境で育った。そして繰り返しになるが，彼の推論のプロセスは頻繁に，しかし排他的ではないような仕方で利己的であり，ときには強く利己的である（Case 1〜3 と同様に）。「ホワイトを殺害しよう」という彼の決定は，彼の強く利己的ではあるがしかし reason-responsive な熟慮のプロセスから生じていて，彼は例の一階の欲求と二階の欲求とを持っている。プラムの推論プロセスと決定における神経の状態は，Case 1〜3 においてそうであったのとまったく同じである。さらに彼は道徳的理由を把握し，それに応え，行為を制御する能力を持っていて，そして彼が殺害を決定したことは，抵抗不可能な欲求によるものではない。（Pereboom, 2014, p. 79）

この事例と Case 3 との間で，Plum が Case 3 で免責される一方，Case 4 においては責任を負うことを正当化するような差異は見受けられない[11]。むしろ，彼の行為は彼のコントロールを超

[11] ここで，Case 3〜4 においてはプラムに対して侵襲的介入がないことをクリティカルな差異と考える人もいるかもしれない。この点については Mele（2006）が指摘している。Mele によれば，Case 1〜2 における行為者の免責を説明するのは，「彼の行為が因果的に決定されていたこと」ではなく，「彼が侵襲的な仕方で操作されていたこと」である。一方ペレブーム（2014, pp. 82–9）の再反論によれば，「侵襲的な仕方で操作されていること」それ自体は必ずしも免責をもたらすわけではなく，Case 1〜2 における免責にとってより根源的な説明は「行為者が責任に必要なコントロールを持ち得ないような因果的状況に置かれていること」である。たとえば，プラムに生じた利己的理由が，彼を決定論的な仕方で因果的にホワイト殺害へと導くほど強力ではない場合，彼はこの操作ゆえに免責されることはないだろう。また，Case 4 においては人為的介入の存在しないことが他の事例との重要な差異であると考える人もいるかもしれないが，プラムを操作する機械が自然発生的に生じた（spontaneously generated）という状況も想像できるため，この主張は退けられる（Pereboom, 2014, p. 79）。

越した要因によって因果的に決定されている以上，プラムはこの事例においても免責されると考えられる。（Pereboom, 2014, p. 79）

こうしてペレブームは，両立論を退ける。まず彼は，両立論的帰責条件が充足されても尚道徳的責任を問えない事例を提示することで，両立論者らが帰責の十分条件を提示できていないことを明らかにする。またその一方で，そうした免責の直観が非両立論的な原理によって説明されることを主張する。加えて，誰もが直観的に免責を認める Case 1〜2 と，両立論者が有責を主張するであろう Case 3〜4 との間に，前者での免責を正当化する一方で後者での帰責を正当化するような差異はないと主張することで，決定論的状況においては，たとえ行為者が両立論的自由意志を持っていたとしても，その行為者は道徳的責任の対象とはならないことを示したのである。

4　manipulation argument の問題点

本章では，manipulation argument に対する反論のうち，McKenna（2014; 2008）および Hass（2012）によるものを踏まえ，本議論の問題点を明らかにする。ペレブームが manipulation argument を提出して以来，いくつかの反論とそれに対する再反論とが繰り返されてきた。その中でも，とりわけこの二つの批判は manipulation argument にとって重大な問題を提起するものであるとともに，自由意志論における論争それ自体にとって本質的な問題へとつながるものであると考えられる。

McKennna によれば，manipulation argument に対する反論は二つに区別される。一方は，ペレブームの議論で取り上げられていない両立論的帰責条件を考えるというもの（soft-line reply）であり，もう一方は，「Case 1 において行為者は basic desert における道徳的責任を負わない」という直観を否定するというもの（hard-line reply）である。彼は，soft-line reply はペレブームが事例を改変することでいくらでも論駁され得るということから，この路線は有効でないと主張した上で，Case 4 に対する人々の直観に注目し，manipulation argument に対する hard-line reply を展開する。

このように hard-line reply をとる McKennna は，ペレブームが manipulation argument で示した四つの事例を逆順に辿ることで Case 1〜2 における免責の直観に疑問を投げかける。McKennna によれば，両立論者であれ非両立論者であれ，Case 4 に対して最初にとるべき合理的な態度は，「この事例で行為者が道徳的責任を負うかどうかははっきりしない」というものである。そして彼は，Case 4〜1 の間で，行為者の帰責を左右するような差異が見受けられない以上，この不可知論が Case 4〜1 のすべてで成り立つと主張する。つまり彼は，「Case 1 において我々は行為者に basic desert における道徳的責任を認めないはずだ」という直観を否定することで manipulation argument を批判する。

これに対しペレブーム（2014, pp. 91–9）は，我々が Case 4 に対して最初にとるべき合理的態度は「決定論的世界で行為者が道徳的責任を負うかどうかははっきりしない」という不可知論的なものであることを認めた上で，その態度は，Case 1 のように直観が明確な事例について反省することを通じて帰責を認めないものへ変わるはずだと主張する。すなわち，行為者が道徳的責任を負わないということが直観的に明らかである Case 1〜2（clarifying consideration）に鑑みることで，Case 4 において採るべき態度が明らかとなる，つまり，Case 4 において行為者は道徳的責任を負わないということが明らかになるということだ。

しかしながら，こうしたペレブームの応答は完璧とは言い難い。たとえば Hass（2012）は McKenna の hard-line reply を踏まえて次のような反論を展開する。端的に説明すると，両立論者が Case 4〜1 の順に事例を検討し，Case 2〜1 を経ても尚「Plum が責任を負うか否かは分からない」という判断を変えない場合，非両立論者は彼らに判断の変更を強いることはできない，というのが Hass の主張だ。つまり非両立論者は，事例全体を通じて Plum が免責されることを認めない人々に対し，「そのような判断は合理的でない」などと言う立場にはないということである。もっと言えば，ある人が「私は直観的に，Case 1 においてプラムの道徳的責任を認める」という hard-line reply（Pereboom, 2014, p. 95）をするとき，非両立論者はそうした直観を不合理なものとして退けることもできない。つまり，４つの事例において一貫した仕方で非両立論的判断に反する直観的判断を示されたとき，manipulation argument はもはやそうした判断を退けることができないのである[12]。

したがって，manipulation argument をもってしても，帰責に関わる両立論的直観と非両立論的直観との対立を解消することはできない。すなわち両立論者らは，直観を根拠に両立論的帰責条件が不十分であることを主張する非両立論者らに対し，尚も彼らの直観を根拠にそれを退けることができるのである。

こうした manipulation argument の問題点は，両立論–非両立論間の論争それ自体，言い換えれば，「道徳的責任に必要な自由意志」を巡る論争それ自体に問題を提起しているように思われる。再度確認しておくと，両立論者は決定論的世界と道徳的責任に十分な自由意志の両立可能性を主張する一方，非両立論者は決定論的世界と道徳的責任に必要な自由意志との両立不可能性を主張する。そして後者の立場を採る人々は，往々にして「人間は道徳的責任に必要な自由意志を持たない」とする自由意志懐疑論を主張する。だからこそ，「人間は道徳的責任に必要な自由意志を持つか」という哲学的問いに答えるうえでは，「道徳的責任に必要な自由意志」という概念の内実を明らかにすることが求められる。そしてこの作業は，もっぱら直観を拠り所に，「私たちはいかなる条件下において行為者に道徳的責任を認めるか」という問いに答えることによっ

[12] もっともペレブームも，manipulation argument に対するこれらの hard-reply を論駁するのは困難であると見ている（Pereboom, 2014, p. 100）。

てなされてきた。しかしながら，manipulation argument をめぐる問題点は，「道徳的責任に必要な自由意志」という概念を直観によって定義することの限界を暗示しているのではないだろうか。

5　まとめ

本稿ではここまで次のことを論じてきた。まず，自由意志論における主要な論点は「道徳的責任に必要な自由意志の有無」であり，そしてそこで問題にされる道徳的責任は basic desert におけるそれである。そして，この問題はもっぱら両立論−非両立論という対立軸で論じられてきた。一方，「決定論/非決定論にかかわらず，人間は道徳的責任に必要な自由意志を持たない」と主張するのがペレブームの「ハードな非両立論」である。彼は agent−causal libertarianism を擁護する一方でそれを批判し，さらに manipulation argument を通じて両立論の論駁を試みる。しかし結局のところ非両立論者は，manipulation argument によって両立論者に判断の変更を強いることはできない。なぜなら，両立論者は尚も直観を盾に彼らの主張を退けることができるからである。こうした manipulation argument の限界は，同時に自由意志論の問題点を浮き彫りにしていると考えられる。すなわち，直観に訴えて帰責条件を明らかにし，「道徳的責任に必要な自由意志」が両立論的であるか非両立論的であるかを争うという方法論の限界，換言すれば，直観を根拠に自由意志の有無を主張するという従来の方法論それ自体の欠陥を示しているように思われる。

もう少し穿った見方をするならば，両立論者と非両立論者は，各々が自らの立場を守るために自分に都合の良い直観を持ち出しているだけなのではないだろうか。つまり，既存の道徳的責任を守りたい両立論者らが「私の直観によれば両立論的帰責条件で十分である」と主張する一方，そうした道徳に思い入れのない非両立論者 ── その中でもとりわけ，決定論を前提に自由意志懐疑論を主張する人々 ── は「私の直観によれば両立論的帰責条件では不十分である」と主張しているというのが，自由意志論における対立の本質なのではないだろうか。だとすれば，「自由意志」という概念は，もはや各々の欲求を正当化するための道具立てに過ぎないことになる。

言い換えれば，自由意志があるから道徳的責任を問う，つまり誰かを非難する，あるいは罰するようになったのではなくて，むしろ順番は逆なのではないか。すなわち，最初にあったのは誰かを非難したい・罰したいという欲求とそれに基づいた実践であって，自由意志という概念は，事後的にそうした欲求や実践の正当化をする中で考え出された道具立てに過ぎないのではないか。ひょっとすると，desert という概念についても同じことが言えるかもしれない。もしそうだとすれば，自由意志懐疑論という哲学的主張は，現実的な実践には何ら影響し得ない，抽象的な営みに留まることになるだろう。私が考えるに，こうした自由意志観の妥当性は，メタ倫理学における主観主義や道徳心理学における感情主義と関係づけながら検討されるべき事

柄である。ただ，本稿ではさしあたり問題提起をするにとどめ，この点は今後の研究課題としたい。

（いなりもり　きいち・人文学専攻）

参考文献

Fischer, John Martin & Ravizza, Mark（1998）. *Responsibility and Control: A Theory of Moral Responsibility*. Cambridge University Press.

Frankfurt, G. H.（1969）. “Alternative Possibilities and Moral Responsibility”, *Journal of Philosophy* 66,（pp. 829–39）.

Frankfurt, G. H.（1971）. “Freedom of the Will and the Concept of a Person”, *Journal of Philosophy* 68,（pp. 5–20）.

Hass, D.（2012）. “In Defense of Hard-line Replies to the Multiple-case Manipulation Argument”, *Philosophical Studies* 163,（pp. 797–811）.

McKenna, M.（2008）. “A Hard-line Reply to Pereboom’s Four-Case Manipulation Argument”, *Philosophy and Phenomenological Research,* 77,（pp. 142–59）.

McKenna, M.（2014）. “Resisting the Manipulation Argument: A Hard-Liner Takes it on the Chin”. *Philosophy and Phenomenological Research*, 89,（pp. 476–484）.

Mele, A. R.（2006）. *Free Will and Luck*, Oxford Univesity Press.

Pereboom, D.（2001）. *Living Without Free Will*, Cambridge University Press.

Pereboom, D.（2014）. *Free Will, Agency, and Meaning in Life*, Oxford University Press.

Strawson, P. F.（1962）. “Freedom and Resentment”, *Proceedings of the Btitish Academy* 48,（pp. 1–25）.

Wallace, R. J.（1994）. *Responsibility and the Moral Sentiments*, Harvard University Press.

P. F. ストローソン（2010）「自由と怒り」，門脇俊介，野矢茂樹（編），『自由と行為の哲学（現代哲学への招待 Anthology）』，（法野谷俊哉訳，pp. 31–80），春秋社.

デイヴィッド・ヒューム（2011）『人間本性論　第 2 巻　情念について』，（石川徹，中釜浩一，伊勢俊彦訳），法政大学出版局.

デイヴィッド・ヒューム（2018）『人間知性研究（近代社会思想コレクション）』，（神野慧一郎，中才俊郎訳），京都大学学術出版会.

ハリー・G・フランクファート（2010）「選択可能性と道徳的責任」，門脇俊介，野矢茂樹（編）『自由と行為の哲学（現代哲学への招待 Anthology）』，（三ツ野陽介訳，pp. 81–98），春秋社.

ハリー・G・フランクファート（2010）「意志の自由と人格という概念」，門脇俊介，野矢茂樹（編）『自由と行為の哲学（現代哲学への招待 Anthology）』，（近藤智彦訳，pp. 99–127），春秋社.